（道路交通研究部に置く室）

第四十六条　道路交通研究部に、次の四室を置く。

道路研究室
道路交通安全研究室
道路環境研究室
高度道路交通システム研究室

（道路研究室の所掌事務）

第四十七条　道路研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　道路に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること（道路構造物研究部並びに道路交通安全研究室及び高度道路交通システム研究室の所掌に属するものを除く。）。

二　道路の安全性及び利便性の向上に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと（道路交通安全研究室の所掌に属するものを除く。）。

（道路交通安全研究室の所掌事務）

第四十七条の二　道路交通安全研究室は、道路における交通安全対策及び沿道における快適な生活環境の確保に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

（津波・高潮災害研究官）

第六十八条の三　沿岸海洋・防災研究部に、津波・高潮災害研究官一人を置く。

2　津波・高潮災害研究官は、命を受けて、沿岸海洋の津波及び高潮の災害対策に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する重要事項に関する事務を整理する。

（社会資本マネジメント研究センターの所掌事務）

第八十七条　社会資本マネジメント研究センターは、次に掲げる事務（土木建築関係事務に関することに限る。）をつかさどる。

一～四　（略）

五　国土技術政策総合研究所の所掌事務のうち、地震、津波等による災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するための措置に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。

六　（略）

（社会資本マネジメント研究センターに置く室）

第八十九条　社会資本マネジメント研究センターに次の七室並びに建設マネジメント研究官、国土防災研究官及び情報研究官それぞれ一人を置く。

社会資本マネジメント研究室
社会資本システム研究室
社会資本施工高度化研究室
社会資本情報基盤研究室
建設経済研究室
緑化生態研究室
熊本地震復旧対策研究室

（熊本地震復旧対策研究室の所掌事務）

第九十五条の二　熊本地震復旧対策研究室は、国土技術政策総合研究所の所掌事務のうち、平成二十八年熊本地震による災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するための措置に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

（国土防災研究官の職務）

第九十七条　国土防災研究官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土技術政策総合研究所の所掌事務のうち、地震、津波等による災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するための措置に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（熊本地震復旧対策研究室の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

（道路交通研究部に置く室）

第四十六条　道路交通研究部に、次の三室を置く。

道路研究室
道路環境研究室
高度道路交通システム研究室

（道路研究室の所掌事務）

第四十七条　道路研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　道路に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること（道路構造物研究部及び高度道路交通システム研究室の所掌に属するものを除く。）。

二　道路の安全性及び利便性の向上並びに沿道における快適な生活環境の確保に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。

（新設）

（津波災害研究官）

第六十八条の三　沿岸海洋・防災研究部に、津波災害研究官一人を置く。

2　津波災害研究官は、命を受けて、沿岸海洋の津波災害対策に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する重要事項に関する事務を整理する。

（社会資本マネジメント研究センターの所掌事務）

第八十七条　社会資本マネジメント研究センターは、次に掲げる事務（土木建築関係事務に関することに限る。）をつかさどる。

一～四　（略）

五　国土技術政策総合研究所の所掌事務のうち、地震、津波等による災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するための措置に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。

六　（略）

（社会資本マネジメント研究センターに置く室）

第八十九条　社会資本マネジメント研究センターに次の六室並びに建設マネジメント研究官、国土防災研究官及び情報研究官それぞれ一人を置く。

社会資本マネジメント研究室
社会資本システム研究室
社会資本施工高度化研究室
社会資本情報基盤研究室
建設経済研究室
緑化生態研究室

（新設）

（国土防災研究官の職務）

第九十七条　国土防災研究官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土技術政策総合研究所の所掌事務のうち、地震、津波等による災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するための措置に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

附　則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。